

医療法人様対象の依頼です。医療法人でない  
医療機関様は対象外です。  
また、既に対応済みの医療法人様におかれま  
しては、ご放念ください。

事務連絡

令和4（2022）年3月30日

各医療法人 御担当者 様

栃木県保健福祉部医療政策課医療指導担当

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化に係る調査について（依頼）

県医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療法人の事業報告書等（※）につきましては、医療法（昭和23年法律第205号）第52条第1項の規定により毎会計年度終了後3月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

この事業報告書等（※）について、厚生労働省において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）の方針を踏まえ、電子化を進めることとしており、その一環として令和4（2022）年度から「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」を利用した電子媒体での届出が可能となる予定です（令和4年度以降もこれまでの紙媒体での届出は可能です）。

つきましては、G-MISの利用を可能とするため、貴法人の情報について、下記のとおり提出をお願いいたします。

なお、G-MISを利用した電子媒体での届出を希望しない場合も提出していただきますようお願いいたします。

（※）医療法第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第2号に掲げる監事の監査報告書及び同項第3号の公認会計士等の監査報告書

記

## 1 提出方法

別紙「医療法人リスト」に記載の上、メールにてご提出ください。

メールの利用が不可の場合は、ファクシミリ又は電話にてご提出ください。

提出は随時受け付けます。

※ 「医療法人リスト」は、栃木県ホームページに掲載されております。

（ホーム > 医療 > 医療機関 > 医療法人に関する申請・届出について）

## 2 提出先

栃木県保健福祉部医療政策課医療指導担当宛て（メール iryo@pref.tochigi.lg.jp）

医療指導担当

TEL 028-623-3085

FAX 028-623-3131